

国保だより

NO.67

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線 3115～3121 平成23年7月1日

8月1日から

国保の保険証が新しく変わります

現在ご使用していただいている保険証の有効期限は、平成23年7月31日となっています。新しい保険証は7月7日に発送します。
また、昨年「臓器の移植に関する法律」が改正されたことから、保険証の裏面に、臓器提供の意思表示ができるようになりました。

新保険証は簡易書留で

新しい保険証は、世帯主あてに、同一世帯の加入者全員分を同封し、簡易書留郵便で発送します。

なお、同一世帯でも、退職被保険者と一般被保険者とは、それぞれ別封筒で発送します。
(一般用の保険証は若草色、退職用の

保険証はさくら色になります。)

保険証を受け取りましたら、氏名、住所、生年月日などの記載内容と、加入者全員分が届いているかを確認してください。現在お使いの保険証は有効期限終了後に、国保年金課、関宿支所及び各出張所にご返還いただくか、細かく裁断するなどして自己責任において廃棄してください。

健康づくりのための

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査は、国保に加入されている40歳から75歳未満の方を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施しているものです。日頃の生活習慣が検査結果に表れ、ご自分の健康状態を知ることができまますので、必ず受診してください。

なお、職場等の健康保険にご加入の方は、加入されている健康保険等にお問い合わせください。

【対象者】 国保加入者で年齢が40歳から75歳未満の方。ただし、4月2日以降の国保加入者の方は申請が必要となります。

【受診券】 対象の方に6月下旬に送付しています。

【実施場所】 受診券に記載の市内指定医療機関

【実施期間】 平成23年7月1日から10月31日まで(休診日を除く)

【健診内容】 身体計測、血液検査、尿検査、診察など

【費用】 800円

【問合せ】 保健センター

配達時不在の場合は

簡易書留郵便は、郵便受けに投函するのではなく、7月中旬頃までの間に、郵便配達員が順次配達し直接手渡します。受け取り時には印鑑が必要です。

配達時に不在だった場合には、「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されます。必ず保管期間内に再配達の手配をされるか、郵便局の窓口で運転免許証・保険証などの、本人確認ができるものを持参のうえ、お受け取りください。

保管期間が過ぎたものは、市に返送となるため、国保年金課までお問い合わせください。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成**年**月**日 記号 野田 番号 *****
氏 名 野田 市郎	
生 年 月 日 昭和**年**月**日	性別 男
住 所 野田市鶴幸7番地の1	
世帯主氏名 野田 国男	
資格取得年月日 平成**年**月**日	一部負担金の 交付年月日 平成**年**月**日 割合 3割
保険者番号 120089	保険者名 千葉県野田市 印

新保険証（一般被保険者用）見本

表1 保険証の有効期限と次回の更新内容

対象者	高齢受給者		一般被保険者	退職被保険者
		① これから 75歳になる方	② 70歳から 74歳の方	③ 70歳になる方
	昭11年8月2日 ～ 昭12年4月1日 生まれの方	昭12年4月2日 ～ 昭16年8月1日 生まれの方	昭16年8月2日 ～ 昭17年7月1日 生まれの方	昭21年8月2日 ～ 昭22年7月1日 生まれの退職被 保険者とその被 扶養者
有効期限	75歳の 誕生日の前日	平成24年 3月31日	70歳の 誕生月の月末 (1日生まれの 方は前月末)	65歳の 誕生月の月末 (1日生まれの 方は前月末)
次回更新の内容	有効期限の前 月に後期高齢 者医療制度の 保険証が送付 されます。	有効期限の月 の下旬に自己 負担割合を判 定し、改めて 保険証を送付 します。	有効期限の月 の下旬に自己 負担割合を判 定し、改めて 保険証を送付 します。	有効期限の月 の下旬に一般 の保険証を送 付します。

※ 70歳以上の保険証は、高齢受給者証を兼ねています。

他の保険に加入しているのに保険証が届いた場合

職場の健康保険などに加入（被扶養者も含む）された場合は、国保を喪失する届出が必要で、新しく勤務された会社などでは、国保の資格喪失手続は行いません。加入時と同様に、ご本人やご家族の方が届出を願います。

※職場の健康保険などに加入された方は、職場から交付された保険証

有効期限の確認を

（被扶養者分を含む）と国保の保険証を持参のうえ、すみやかに国保年金課、関宿支所及び各出張所において届出をしてください。

有効期限の確認を
保険証の有効期限は、通常7月31日までとされていますが、①75歳到達による後期高齢者医療制度への移行、②70歳から74歳の方の一部負担金の凍結延長（2割負担から1

割負担）、③70歳到達による負担割合の変更、④退職被保険者から一般被保険者への切り替えに伴い年齢によつては、平成24年7月31日以前となります。（表1）

保険証の更正等

新保険証は、6月16日現在の国保加入状況により作成されています。6月17日以降に、資格喪失届をした方、住民票の異動届（転出・転居等）を出された方にも、届出前の内容で保険証を郵送する場合があります。該当する方は国保年金課、関宿支所及び各出張所へ保険証の返還をお願いいたします。

臓器提供意思表示

臓器の移植に関する法律の改正に伴い、国民健康保険法施行規則が改正され、保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄（図1）」を設けることになりました。

○臓器移植とは

臓器移植は、病気や事故によって臓器機能が低下し、機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。

○意思表示方法

「臓器提供意思表示」は臓器提供のみを記入するものではなく、脳死及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている人、脳死後は臓器を提供したくないが心臓が

図1 臓器提供の意思表示欄

注意事項 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

保険者の所在地 千葉県野田市錦寿7番地の1 電話04-7125-1111

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×を付けてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※個人情報保護のため、記入後保護シールを貼り付けてください

停止した死後には、臓器を提供してもいいと思われている人、臓器を提供したくないと思っている人と、それぞれに臓器提供に関して、自分の意思を表示するものです。

○意思表示は任意

臓器提供に関する意思を記入することは任意ですので、必ず記入しなければならぬというものではありません。また、記入の有無によって受けられる医療に違いが生じることはありません。

臓器提供に関しては、提供したい意思も、したくない意思も尊重されています。みなさん一人ひとりが、臓器提供について考え、家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

【問合せ】
臓器提供に関することは、
(社)日本臓器移植ネットワーク
0120-078-11069

納税通知書を発送

国保運営の安定化にご協力を

平成23年度の国保税の納税通知書は、7月13日に発送します。国保は、昨年度において、平成22年度・23年度の2か年度の財源不足分に対応した税率改定を実施したことから、今年度は、税率が据え置きとなります。(表2)

納税通知書は世帯主に

国保は、一人ひとりが被保険者ですが加入は世帯ごとになるため、世帯主が納税義務者となります。

また、世帯主が会社等の健康保険に加入しており、国保に加入されていない場合でも、同一世帯の中に一人でも国保に加入されている方がいれば、世帯主が納税義務者となります。

課税限度額は引上げ

地方税法施行令が改正され、課税限度額が引き上げられたことに伴い、市においても国保税の課税限度額を改正しました。(表3)

厳しい国保運営

国保は、医療費の増加と景気低迷等による国保税収入の伸び悩みが続く、収支バランスが安定しないとい

表2 23年度税率内容

	区 分	23年度税率 (22年度と同じ)
医 療 分	所得割	7.16%
	資産割	5.00%
	均等割	26,200円
	平等割	25,000円
支 援 金 分	所得割	1.84%
	均等割	10,000円
介 護 分	所得割	1.50%
	均等割	12,200円

表3 課税限度額の改正内容

区 分	改正前	改正後
医 療 分	50万円	51万円
支 援 金 分	13万円	14万円
介 護 分	10万円	12万円

※ 介護分は40歳以上65歳未満の方が対象

う厳しい事業運営が続いています。現在の税率は、24年度以降の国保財政に対応していないことから、今後も医療費の増加等が続き、収支バランスが崩れる場合は、国保運営の健全化を図るため、税率等の見直しが必要となります。

納期内の納付を

国保は、病気やケガにそなえて加入者が日ごろから収入に応じて国保税を出し合い、そこから医療費を支払う相互扶助の制度です。

市では、国保税負担の公平性を確保するため、滞納者に対しては、給与・預金等の差押え、差押え物件のインターネット公売等の厳しい滞納処分を実施しています。

国保の収納率の低下が続くことは、さらなる収入不足につながり税率等を引き上げる要因となります。

みなさんの納める国保税は、国保制度を支える大切な財源となります。必ず納期内に納めてくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

小学生絵画コンテスト
作品募集のお知らせ

千葉県国民健康保険団体連合会では、健康づくりに対する意識や関心を高めるために、毎年ポスターを作成しています。それに併せて、今年も小学生以下を対象に「第8回健康づくり絵画コンテスト」が開催されます。

最優秀賞に選ばれた作品は、今年の健康ポスターとして作成され、県内の関係各所へ配布されます。是非ご応募ください。

【テーマ】健康づくりに関すること

【対象者】県内在住または就学中の小学生以下

【応募規定】

- ・ 個人作品で未発表のもの
- ・ 用紙は4ツ切画用紙を縦に使用
- ・ 文字は入れないこと
- ・ 作品裏面に学校名、学年、氏名、ふりがなを記入すること

【締切】

平成23年9月5日(月) 必着

【入賞作品】最優秀賞他、参加賞

【主催、提出先及び問合せ先】

千葉県国民健康保険団体連合会
事業課保健事業係

〒263-0016

千葉県稲毛区天台6-4-3

☎043-254-7355

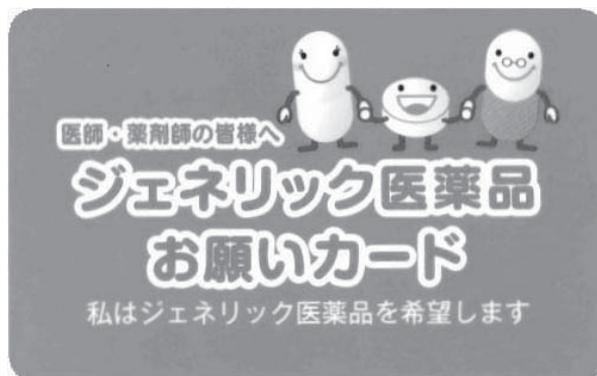
ジェネリック医薬品で医療費の

節約にご協力を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、「新薬先発医薬品」の特許終了後、厚生労働省の許可を得て製造、販売される医療用医薬品です。ジェネリック医薬品は、開発コストが安いものの、有効性・安全性は、新薬と変わりありません。ジェネリック医薬品を使用することで、その価格は新薬に比べて2割から7割の節約となります。

処方せんに変更不可の医師の署名がない場合には、ジェネリック医薬品と新薬のどちらかを使用するのは被保険者が選択できます。

市では、医療機関などで被保険者がジェネリック医薬品を選択しやすいうように希望カードを用意しました。この希望カードを医療機関や薬局に提示することで、ジェネリック医薬品の利用について相談することができます。希望カードは、新しい保険証発送時に同封している「国保のしおり」31ページに印刷されているカードを切り取って、利用していたり、国保年金課、関宿支所及び各出張所窓口で希望の方に配布していますので、ご利用ください。



「ジェネリック医薬品希望カード」の一例

医療費還付などを装った不審電話にご注意ください

国保年金課の職員や後期高齢者医療広域連合の職員などを装った者からの不審電話が市内で発生しています。

内容は、「国民健康保険の一部負担の割合が3割から1割になるので、至急手続きをして欲しい」、「医療費の過払いがあるので、至急手続きをして欲しい」などと偽り、ATM（現金自動

預払機）へ誘導し、操作させようとするものです。電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。

市などから、「電話で金融機関の口座番号や暗証番号をお聞きする」、「ATMの操作を求めらる」、「通帳や印鑑、キャッシュカードを預かる」ことは絶対あ

りません。

不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察に相談するか、市役所へお問い合わせください。

【問合せ】

○医療費還付などについては
国保年金課

○不審電話については

野田警察署

☎ 7125-0110

後期高齢者の皆様へ お知らせ

◆新保険証の発送

8月1日から新しい保険証（藍色）に変わります。新保険証が確実にお手元に届くよう簡易書留郵便により、加入者ごとに7月中旬に発送いたします。受け取り時には印鑑が必要です。

配達時に不在だった場合には、「郵便物お預かりのお知らせ」が投函され、郵便物は郵便局で約7日間保管されますので、保管期間内に再配達連絡をされるか、郵便局窓口で本人確認のできるものを持参のうえ、お受け取りください。保管期間が過ぎたものは、市に返送となるため、国保年金課にお問い合わせください。

また、現在お使いの保険証は有効期限終了後に、国保年金課、関宿支所及び各出張所にご返還いただくか、細かく裁断するなどして自己責任において廃棄してください。

◆納入通知書の発送

保険料の納入通知書等は、7月13日に発送します。

なお、23年度の保険料は、22年度と同じ料率で算出します。

みなさんが納める保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源となります。納期内に納めてくださるようご協力をお願いします。